

平成 27 年 2 月 19 日

大山町議会議長 野口俊明様

議席番号 15 番 大山町議会議員 西山 富三郎



一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

(質問予定時間 60分)

質 問 事 項 と 要 旨	質問の相手
<p>1. 住むことが誇りに思えるまちづくりについて</p> <p>どこのまちでも、先人の苦勞の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられ今日を迎えています。わたしたち町民はこの美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」「住んでよかった」「住み続けたいと思えるまち」を築かなければならないと思います。</p> <p>まちづくりは町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本だと思う。町民は「情報共有」の実践により「自治」が実現することを信じていると思います。</p> <p>日々人々が生業を営み、よりよい暮らしを個人個人がつくっていく「暮らしづくり」そのものが「まちづくり」だと思う。</p> <p>① まちづくりの概念は。</p> <p>② まちづくりとは。</p> <p>③ 人権のまちづくりとは。</p> <p>④ 大山の恵みを受けつぎ元気な未来を拓くまちとは。</p> <p>⑤ 高い自治能力が開かれたまちとは。</p> <p>御高説を承りたい。</p>	<p>町長</p> <p>教育 委員長</p>



(注) 的確な答弁が得られるよう、質問の要旨は具体的に記載すること。

質問の相手は、町長、教育委員長、農業委員会長、選挙管理委員長、監査委員等とする。

質 問 事 項 と 要 旨	質問の相手
<p>2. 人権思想教育について。歴史を学ぶ。</p> <p>人権思想の基礎にあるのは、自然権の思想である。これは人間が自然の状態からもっている権利ということである。</p> <p>1776年のアメリカ独立宣言がある意味世界最初の人権宣言といえる。しかし、独立宣言には奴隷制との関係はみえない。また1788年のアメリカ合衆国憲法には人権宣言は含まれていなかった。その後1791年に人権の規定が付け加えられたが、やはり奴隷制の容認が前提されており、こうした憲法が改正されたのは1870年頃である。</p> <p>その意味では、人権の歴史の上で重要なのは1789年のフランス人権宣言である。しかし大切なことは人権の普遍性という人権思想の中心の考え方であるフランスでさえ人権の普遍性という考え方が確立したのは18世紀末である。特に言論の自由などの人権が実際補償されるようになったのは20世紀になってからである。</p> <p>要するに「みんなの人権」といっても所詮「富者の人権」であり、「白人の人権」であり、「男性の人権」であったということを知らねばならない。</p> <p>それゆえに、人権思想を学ぶことは、いつ「富者の人権」から「貧者の人権」をも対象にするようになったかを、きちんと学ばなければならない。</p> <p>初期の「白人の人権」重視思想が、黒人・有色人種の人権を考えるようになったかという点は、我々日本人が東南アジアへの人権無視の歴史を考えると重要である。</p> <p>「男性の人権」を人権と考えてきた歴史は、近代～現代にかけて続いてきた。例えば、女性の参政権が認められるようになった事を考えてみただけでも明らかである。</p> <p>イギリスでも1928年、フランス1944年、日本1945年である。</p> <p>人権の国際化の歴史も大切である。日本でもまだ批准していない国際人権条約は10以上あり、「人権後進国ニッポン」という評価をいただいている。</p> <p>人権思想教育こそ、人権の中身を富ませてきた歴史を学ぶということであり、日本国憲法の採用した人権にかかわる価値は尊いものであると信じている。</p> <p>① 人権思想とは。</p> <p>② 人権・同和教育はどのような人権思想から学んだか。</p>	<p>町長</p> <p>教育 委員長</p>

(注) 的確な答弁が得られるよう、質問の要旨は具体的に記載すること。

質問の相手は、町長、教育委員長、農業委員会長、選挙管理委員長、監査委員等とする。

質 問 事 項 と 要 旨	質問の相手
<p>③ 人権同和教育研究大会が人権講演会になっている。「聞いただけでは忘れる」「見たことは覚えている」「自分がやってみると理解する」「自分で気づいたら使ってみよう」といわれる。改善を求める。</p> <p>④ 職員の研修 全職員に造詣を深めているか。</p> <p>⑤ 子どもの人格とは。 子どもがどのように、あつかってもらえる権利があるか。</p>	

(注) 的確な答弁が得られるよう、質問の要旨は具体的に記載すること。

質問の相手は、町長、教育委員長、農業委員会長、選挙管理委員長、監査委員等とする。